

島根県手数料条例新旧対照表（建築住宅課）

改正後	改正前																		
<p>島根県手数料条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 平成12年3月17日 島根県条例第5号 </div> <p>第1条～第7条　〔略〕</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附　則　〔略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手数料の種別</th> <th style="width: 55%;">手数料を納めなければならぬ者</th> <th style="width: 30%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1～64の3　〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料</td> <td style="vertical-align: top;"> <u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u> ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">〔削る〕</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額	1～64の3　〔略〕			64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	<u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u> ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の	〔削る〕	<p>第1条　〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（手数料の納付及び額）</p> <p>第2条　別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。</p> <p>第3条～第7条　〔略〕</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附　則　〔略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手数料の種別</th> <th style="width: 55%;">手数料を納めなければならぬ者</th> <th style="width: 30%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1～64の3　〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料</td> <td style="vertical-align: top;"> <u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u> ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の </td> <td style="vertical-align: middle;"> 33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 </td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額	1～64の3　〔略〕			64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	<u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u> ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の	33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成
手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額																	
1～64の3　〔略〕																			
64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	<u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u> ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の	〔削る〕																	
手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額																	
1～64の3　〔略〕																			
64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	<u>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</u> ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の	33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成																	

認定を受けようとする
場合

認定を受けようとする
場合

27年法律第53号)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下この項において「住宅品質確保法」という。)第5条第1項の登録住宅性能評価機関若しくは建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関をいう。次号において同じ。)が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準(次号において「認定基準」という。)に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(知事が別に定める基準に適合しているものに限る。次号において同じ。)をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場合にあつては、4,600円)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この号において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、5,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の居室をいう。以下この項において同じ。）又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（アに規定する住宅を除く。）の住戸の計画の認定を受けようとする場合（ウの場合を除く。）

〔新設〕

その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号及び次号において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有しないものをいう。以下この項において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合

11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては(ウ)に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

(7) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 225,000円（非住宅基準適合証（建築物省エネ法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作

(7) 計画の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この号において「認定戸数」という。）が5戸以下のもの 67,900円（適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）

〔新設〕

〔新設〕

	成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下の号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、 <u>10,000円)</u>		
b 非住宅部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	277,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>16,000円)</u>	[新設]	[新設]
c 非住宅部分の床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	358,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>26,000円)</u>	[新設]	[新設]
d 非住宅部分の床面積の合計が <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	510,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>78,000円)</u>	[新設]	[新設]
e 非住宅部分の床面積の合計が <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	629,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>124,000円)</u>	[新設]	[新設]
f 非住宅部分の床面積の合計が <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	731,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>154,000円)</u>	[新設]	[新設]
g 非住宅部分の床面積の合計が <u>25,000平方</u>	834,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場	[新設]	[新設]

	メートル以上 のもの	合にあつては、 192,000円)		
(イ)	当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(次号において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合	〔削る〕	(イ) 認定戸数が6戸以上10戸以下のもの	94,100円(適合証等の提出がある場合にあつては、15,500円)
a	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)	〔新設〕	〔新設〕
b	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)	〔新設〕	〔新設〕
c	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)	〔新設〕	〔新設〕
d	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、78,000円)	〔新設〕	〔新設〕
e	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、124,000円)	〔新設〕	〔新設〕
f	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	355,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、154,000円)	〔新設〕	〔新設〕
g	非住宅部分の床	416,000円(非	〔新設〕	〔新設〕

	面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 192,000円)		
	(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	[削る]	(ウ) 認定戸数が11戸以上25戸以下のもの	132,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円)
	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	[新設]	[新設]
	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	[新設]	[新設]
	c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)	[新設]	[新設]
	d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	269,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)	[新設]	[新設]
	[削る]	[削る]	(エ) 認定戸数が26戸以上50戸以下のもの	190,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、43,500円)
	[削る]	[削る]	(オ) 認定戸数が51戸以上100戸以下のもの	272,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円)
	[削る]	[削る]	(カ) 認定戸数が101戸以上200戸以下のもの	363,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円)

					ては、121,000円)
[削る]	[削る]		(キ) 認定戸数が201戸以上300戸以下のもの		476,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、153,000円)
[削る]	[削る]		(ク) 認定戸数が301戸以上のもの		559,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、163,000円)
[削る]	[削る]		ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（アに規定する住宅を除く。）に係る計画の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合	(ア)、(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	
			(ア) 住戸がある場合		
			a 総住戸数が5戸以下のもの		67,900円 (適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円)
			b 総住戸数が6戸以上10戸以下のもの		94,100円 (適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円)
			c 総住戸数が11戸以上25戸以下のもの		132,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円)
			d 総住戸数が26戸以上50戸以下のもの		190,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、43,500円)
			e 総住戸数が51戸		272,000円 (適

以上100戸以下の
もの 合証等の提出が
ある場合にあつ
ては、77,900
円)

f 総住戸数が101
戸以上200戸以下
のもの 363,000円 (適
合証等の提出が
ある場合にあつ
ては、121,000
円)

g 総住戸数が201
戸以上300戸以下
のもの 476,000円 (適
合証等の提出が
ある場合にあつ
ては、153,000
円)

h 総住戸数が301
戸以上のもの 559,000円 (適
合証等の提出が
ある場合にあつ
ては、163,000
円)

(i) 住人が共同で使用
する部分 (以下この
号及び次号において
「共用部分」とい
う。) がある場合
(建築物エネルギー
消費性能基準等を定
める省令 (平成28年
／経済産業省／国土
交通省／令第1号。
以下この項において
「省令」という。)
第4条第3項第1号
に規定する数値を用
いて評価を行う場合
に限る。)

a 共用部分の床面
積の合計が300平
方メートル未満の
もの 107,000円 (適
合証等の提出が
ある場合にあつ
ては、9,200
円)

b 共用部分の床面
積の合計が300平 174,000円 (適
合証等の提出が

方メートル以上	ある場合にあつ
2,000平方メート	ては、25,900
ル未満のもの	円)
c 共用部分の床面	272,000円 (適
積の合計が2,000	合証等の提出が
平方メートル以上	ある場合にあつ
5,000平方メート	ては、77,900
ル未満のもの	円)
d 共用部分の床面	349,000円 (適
積の合計が5,000	合証等の提出が
平方メートル以上	ある場合にあつ
10,000平方メート	ては、123,000
ル未満のもの	円)
e 共用部分の床面	410,000円 (適
積の合計が10,000	合証等の提出が
平方メートル以上	ある場合にあつ
25,000平方メート	ては、153,000
ル未満のもの	円)
f 共用部分の床面	478,000円 (適
積の合計が25,000	合証等の提出が
平方メートル以上	ある場合にあつ
のもの	ては、191,000
	円)
(g) 住戸部分及び共用	
部分以外の部分 (以	
下この号及び次号に	
おいて「非住宅部	
分」という。)があ	
る場合	
a 非住宅部分の床	237,000円 (適
面積の合計が300	合証等の提出が
平方メートル未満	ある場合にあつ
のもの	ては、9,200
	円)
b 非住宅部分の床	303,000円 (適
面積の合計が300	合証等の提出が
平方メートル以上	ある場合にあつ
1,000平方メート	ては、17,500
ル未満のもの	円)
c 非住宅部分の床	372,000円 (適
面積の合計が	合証等の提出が
1,000平方メート	ある場合にあつ

				ル以上2,000平方メートル未満のもの	ては、25,900円)
				の	
				d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	530,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円)
				の	
				e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	650,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、123,000円)
				の	
				f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	754,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、153,000円)
				の	
				g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	861,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)
[削る]		[削る]		エ 住宅以外の建築物に係る計画の認定を受けようとする場合	
				(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	237,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円)
				(4) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円 (適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円)
				(7) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メー	372,000円 (適合証等の提出がある場合にあって

				<p>トル未満のもの</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p>	<p>ては、25,900円)</p> <p>530,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円)</p> <p>650,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、123,000円)</p> <p>754,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、153,000円)</p> <p>861,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)</p> <p>16,800円（変更後の計画に係る適合証等（計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価</p>
	<p>ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p>	<p>[削る]</p>		<p>16,800円（変更後の計画に係る適合証等（計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設</p>	<p>計住宅性能評価</p>

			書をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場合にあっては、2,300円)
(7) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)	[新設]	[新設]
(4) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)	[新設]	[新設]
イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあっては(7)又は(4)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあっては(4)に規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に	イ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物((1)のアに規定する住宅を除く。)の住戸の計画の変更の認定を受けようとする場合(ウの場合を除く。)	[新設]

	<p>限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) においては(ア)又は(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>		
(7) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	[削る]	(7) 計画の変更の認定を受けようとする住戸数の合計 (以下この号において「認定戸数」という。) が5戸以下のもの	(1)のイの(7)に定める額の2分の1の額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。(イ)から(ウ)までにおいて同じ。)
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分 (床面積の増加に係る部分を除く。) の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計 (以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。) が300平方メートル未満のもの	225,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)	[新設]	[新設]
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	277,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)	[新設]	[新設]

の			
c 非住宅部分の計	358,000円（変	[新設]	[新設]
画の変更に係る部	更後の計画に係		
分の床面積の合計	る非住宅基準適		
が1,000平方メー	合証の提出があ		
トル以上2,000平	る場合にあつて		
方メートル未満の	は、26,000円)		
もの			
d 非住宅部分の計	510,000円（変	[新設]	[新設]
画の変更に係る部	更後の計画に係		
分の床面積の合計	る非住宅基準適		
が2,000平方メー	合証の提出があ		
トル以上5,000平	る場合にあつて		
方メートル未満の	は、78,000円)		
もの			
e 非住宅部分の計	629,000円（変	[新設]	[新設]
画の変更に係る部	更後の計画に係		
分の床面積の合計	る非住宅基準適		
が5,000平方メー	合証の提出があ		
トル以上10,000平	る場合にあつて		
方メートル未満の	は、124,000		
もの	円)		
f 非住宅部分の計	731,000円（変	[新設]	[新設]
画の変更に係る部	更後の計画に係		
分の床面積の合計	る非住宅基準適		
が10,000平方メー	合証の提出があ		
トル以上25,000平	る場合にあつて		
方メートル未満の	は、154,000		
もの	円)		
g 非住宅部分の計	834,000円（変	[新設]	[新設]
画の変更に係る部	更後の計画に係		
分の床面積の合計	る非住宅基準適		
が25,000平方メー	合証の提出があ		
トル以上のもの	る場合にあつて		
	は、192,000		
	円)		
(イ) 当該建築物の非住	[削る]	(イ) 変更認定戸数が6	(1)のイの(イ)に定
宅部分について誘導		戸以上10戸以下のも	める額の2分の
モデル建物法基準を		の	1の額
用いて評価を行う場			
合			
a 非住宅部分の計	86,000円(変更	[新設]	[新設]

	画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)		
b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)	[新設]	[新設]
c	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)	[新設]	[新設]
d	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円)	[新設]	[新設]
e	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円)	[新設]	[新設]
f	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	355,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、154,000円)	[新設]	[新設]
g	非住宅部分の計画の変更に係る部	416,000円 (変更後の計画に係	[新設]	[新設]

分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、192,000円)		
(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合		(ウ) 認定戸数が11戸以上25戸以下のもの	(1)のイの(ウ)に定める額の2分の1の額
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)	a 計画の変更に係る共用部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る共用部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「変更に係る共用部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの	107,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)	b 変更に係る共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	174,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、25,900円)
c 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、45,000円)	c 変更に係る共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	272,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、77,900円)
d 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	269,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出があ	d 変更に係る共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	349,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、107,000円)

	<u>ル以上のもの</u>	<u>る場合にあつては、77,000円)</u>	<u>平方メートル未満のもの</u>	<u>あつては、123,000円)</u>
[削る]	[削る]	[削る]	<u>(エ) 変更認定戸数が26戸以上50戸以下のもの</u>	<u>(1)のイの(エ)に定める額の2分の1の額</u>
[削る]	[削る]	[削る]	<u>(カ) 変更認定戸数が51戸以上100戸以下のもの</u>	<u>(1)のイの(カ)に定める額の2分の1の額</u>
[削る]	[削る]	[削る]	<u>(カ) 変更認定戸数が101戸以上200戸以下のもの</u>	<u>(1)のイの(カ)に定める額の2分の1の額</u>
[削る]	[削る]	[削る]	<u>(キ) 変更認定戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	<u>(1)のイの(キ)に定める額の2分の1の額</u>
[削る]	[削る]	[削る]	<u>(ク) 変更認定戸数が301戸以上のもの</u>	<u>(1)のイの(ク)に定める額の2分の1の額</u>
[削る]	[削る]	[削る]	<u>ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（(1)のアに規定する住宅を除く。）に係る計画の変更の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</u>	<u>(ア)から(エ)までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</u>
			<u>(ア) 計画の変更に係る住戸がある場合（住戸の増加に係る部分を除く。）</u>	
			<u>a 計画の変更に係る住戸数（以下この号において「変更に係る住戸数」という。）が5戸以下のもの</u>	<u>(1)のウの(ア)のaに定める額の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。bからhまでにおいて同じ。）</u>

b	変更に係る住戸数が6戸以上10戸以下のもの	(1)のウの(7)のbに定める額の2分の1の額
c	変更に係る住戸数が11戸以上25戸以下のもの	(1)のウの(7)のcに定める額の2分の1の額
d	変更に係る住戸数が26戸以上50戸以下のもの	(1)のウの(7)のdに定める額の2分の1の額
e	変更に係る住戸数が51戸以上100戸以下のもの	(1)のウの(7)のeに定める額の2分の1の額
f	変更に係る住戸数が101戸以上200戸以下のもの	(1)のウの(7)のfに定める額の2分の1の額
g	変更に係る住戸数が201戸以上300戸以下のもの	(1)のウの(7)のgに定める額の2分の1の額
h	変更に係る住戸数が301戸以上のもの	(1)のウの(7)のhに定める額の2分の1の額
(i)	計画の変更に係る住戸がある場合(住戸の増加に係る部分に限る。)	
a	計画の変更により増加する住戸数が5戸以下のもの	67,900円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円)
b	計画の変更により増加する住戸数が6戸以上10戸以下のもの	94,100円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円)
c	計画の変更により増加する住戸数が11戸以上25戸以下のもの	132,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、

	25,900円)
d 計画の変更により増加する住戸数が26戸以上50戸以下のもの	190,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、43,500円）
e 計画の変更により増加する住戸数が51戸以上100戸以下のもの	272,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円）
f 計画の変更により増加する住戸数が101戸以上200戸以下のもの	363,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、121,000円）
g 計画の変更により増加する住戸数が201戸以上300戸以下のもの	476,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、153,000円）
h 計画の変更により増加する住戸数が301戸以上のもの	559,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、163,000円）
(ウ) 計画の変更に係る共用部分がある場合（省令第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）	
a 計画の変更に係る共用部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の	107,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、

面積と当該計画の 変更に係る共用部 分のうち床面積の 増加に係る部分の 床面積との合計 (以下この号にお いて「変更に係る 共用部分の床面積 の合計」とい う。)が300平方 メートル未満のも の	9,200円)
b 変更に係る共用 部分の床面積の合 計が300平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の もの	174,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 25,900円)
c 変更に係る共用 部分の床面積の合 計が2,000平方メ ートル以上5,000 平方メートル未満 のもの	272,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 77,900円)
d 変更に係る共用 部分の床面積の合 計が5,000平方メ ートル以上10,000 平方メートル未満 のもの	349,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 123,000円)
e 変更に係る共用 部分の床面積の合 計が10,000平方メ ートル以上25,000 平方メートル未満 のもの	410,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 153,000円)
f 変更に係る共用 部分の床面積の合 計が25,000平方メ ートル以上のもの	478,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あつては、 191,000円)

(エ) 計画の変更に係る 非住宅部分がある場 合	
a 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
b 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）
c 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	372,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）
d 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	530,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円）
e 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	650,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合に

			10,000平方メートル未満のもの	あつては、 123,000円)
			f 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上	754,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合に
			25,000平方メートル未満のもの	あつては、 153,000円)
			g 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	861,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合に
				あつては、 191,000円)
			エ 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	
			(7) 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合に
			未満のもの	あつては、 9,200円)
			(イ) 変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上	303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合に
			1,000平方メートル	あつては、 17,500円)
			未満のもの	
			(ウ) 変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	372,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合に
				あつては、
[削る]		[削る]		

					25,900円)
				(エ) 変更に係る部分の 床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	530,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あっては、 77,900円)
				(オ) 変更に係る部分の 床面積の合計が 5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの	650,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あっては、 123,000円)
				(カ) 変更に係る部分の 床面積の合計が 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	754,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あっては、 153,000円)
				(キ) 変更に係る部分の 床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの	861,000円 (変 更後の計画に係 る適合証等の提 出がある場合に あっては、 191,000円)
	(3) [略]	[略]		(3) [略]	[略]
64の5 建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律関係 手数料	(1)~(6) [略]	[略]	64の5 建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律関係 手数料	(1) 建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律（以下この項において 「法」という。）第12条 第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 確保計画（以下この号か ら第6号までにおいて 「計画」という。）の建 築物エネルギー消費性能 適合性判定（以下この号 から第4号まで及び第6 号において「適合性判 定」という。）（以下こ の号において「計画の適 合性判定」という。）を	

				<p>受けようとする者</p> <p>ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>(7)～(ウ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第9号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第9号において「計画の認定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 申請建築物（法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合</p> <p>(7) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。）</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の</p> <p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の</p>
(7) [略]					
ア [略]					
(7) [略]		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の		(7) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。）	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の

(a)～(d) [略]	[略]	(a)～(d) [略]	[略]
(イ) [略]		(イ) [略]	
イ [略]	[略]	イ [略]	[略]
(8) [略]		(8) 法第36条第1項の規定 に基づく計画の変更の認 定（以下この号及び次号 において「計画の変更の 認定」という。）を受け ようとする者	
ア [略]	[略]	ア 計画に記載されてい る建築物について変更 する場合（ウの場合を 除く。）	当該変更する建 築物一棟ごと に、(7)又は(イ)に 規定する区分に 応じ当該区分に 定める額を、当 該変更する全て の建築物につい て合算した額
(7) [略]	非住宅建築物又 は複合建築物 （非住宅部分に 限って計画の変 更の認定を受け ようとする場合 に限る。）にあ ってはa又はb に規定する手数 料の額、共同住 宅等又は複合建 築物（ <u>住宅部分</u> に限って計画 の変更の認定を 受けようとする 場合に限る。） にあってはcに 規定する手数料 の額、複合建築 物（非住宅部分 に限って計画の 変更の認定を受 けようとする場 合及び <u>住宅部分</u>	(7) 当該変更する建築 物が非住宅建築物、 共同住宅等又は複合 建築物である場合	非住宅建築物又 は複合建築物 （非住宅部分に 限って計画の変 更の認定を受け ようとする場合 に限る。）にあ ってはa又はb に規定する手数 料の額、共同住 宅等又は複合建 築物（ <u>住戸の部 分</u> に限って計画 の変更の認定を 受けようとする 場合に限る。） にあってはcに 規定する手数料 の額、複合建築 物（非住宅部分 に限って計画の 変更の認定を受 けようとする場 合及び <u>住戸の部</u>

	<p>a ~ c [略]</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(9)・(10) [略]</p>	<p>__に限って計画 の変更の認定を 受けようとする 場合を除く。)) にあつてはa 又 はb 及びc に規 定する区分に応 じ、それぞれ当 該手数料を合算 した額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>		<p>a ~ c [略]</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(9)・(10) [略]</p>	<p>分に限って計画 の変更の認定を 受けようとする 場合を除く。)) にあつてはa 又 はb 及びc に規 定する区分に応 じ、それぞれ当 該手数料を合算 した額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
65~67	[略]	65~67	[略]		